

# 起訴状の役割及び訴因の機能と防禦

——Accusation の性質及び理由の告知を受ける  
権利（ECHR 6 § 3(a)）と2012年 EU 指令を参考に——

久 岡 康 成\*

## 目 次

- 一 はじめに
- 二 ヨーロッパ人権条約による、弾劾の性質及び理由を告知される権利
- 三 刑事手続きにおける情報を知る権利についての2012年 EU 指令
- 四 若干の検討

## 一 はじめに

### (一) 訴因の明示

訴因の明示（刑訴法256条3項）についての議論は、当初は、訴因特定・訴因変更要否に関わって、いわゆる防禦権説が主張されてきた。そして、防禦権説においても、防禦の利益の侵害を具体的な審理経過を考慮に入れて検討すべきであるとする具体的防禦権説、訴因と認定されるべき事実を一般的・抽象的に比較して検討すべきであるとする抽象的防禦権説、訴因変更の要否の判断は抽象的防禦の観点を基調としつつ、具体的防禦の内容も考慮すべきであるという二段階防禦権説があった<sup>1)</sup>。これに対して、最近では、殺人の共同正犯において、「訴因において実行行為者が明示された場合にそれと異なる認定をとするとしても、審判対象の画定という見地からは、訴因変更が必要となるとはいえない」とした最高裁判平成13年

---

\* ひさおか・やすなり 立命館大学名誉教授

決定（最決平成13. 4. 11 刑集55巻3号127頁）に関わらせて、いわゆる審判対象画定説・識別説が、有力に主張されている<sup>2)</sup>。

例えば酒巻匡教授は次のように論じられる。「起訴状における訴因明示の第一次的機能は、裁判所が実体審理を進めることが出来る程度に他の犯罪事実と区別し画定することにあるとみるべきである。訴因の明示は、この機能をはたすのに必要・十分な程度の具体的記載であれば足りる。」と論じられている（被告人の防禦上の利益は、審判対象の画定の反射効として一般的な防禦目標が呈示され、引き続き手続き段階で具体的に考慮勘案されることになる）。そして、この立場からは、訴因や有罪判決における「罪となるべき事実」の特定は、「他の事実の主張と区別・識別できる場合であった」かによることになる<sup>3)</sup>。また、この立場からは、「訴因と裁判所の認定する事実との食い違いが重要で実質的なものであり、訴因の変更を必要とするかどうかは、訴因の機能である「罪となるべき事実」の特定すなわち「審判対象の画定」という観点から、事実の差異が審判対象の画定に不可欠な事項・部分であるかどうかに係わる」と論じられる<sup>4)</sup>。

また田口教授は、「防禦権説は、訴因の識別機能を越えた防禦機能をも訴因特定の基準とすることにより、必要的訴因記載の範囲を明確に画定できないという難点をかかえていた。……訴因特定論としては、審判対象の画定の見地から識別説を基準とし、これによってまずもって被告人の基本的な防禦権を保障することが妥当といえよう」と論じられている<sup>5)</sup>。

しかし、いわゆる審判対象画定説・識別説における、裁判所が実体審理を進めることが出来る程度に他の犯罪事実と区別される他の犯罪事実とは何であろうか、当該訴因を他の犯罪事実と区別し、識別・画定する視点・基準は何であろうか。また、防禦権説によっては訴因記載の範囲を明確に画定できないというのは、本来的なものであろうか。訴因の訴因制度の出発点に立ち返っての議論が行われなければならない。

近時の審判対象画定説・識別説に対しても、なお、前示の最高裁平成13年決定を踏まえつつ、事実記載説の見地から、同一犯罪事実（公訴事実）

内での（日時，場所，方法等の）識別を要求することが，辻本典央准教授により主張されている<sup>6)</sup>。また，訴因の明示に当たっては，他事件からの識別とともに，構成要件事実の特定という観点を主張され，公訴の対象事実を起訴状に記するに当たっては，それが「罪となるべき」——すなわち，それが刑罰権発生の原因となるべき——理由の法律的・事実に内訳を明示して記載されることが求められるとする見解が，宇藤崇・松田岳士・堀江慎司教授の教科書により主張されている<sup>7)</sup>。また，有罪判決における「罪となるべき事実」（刑訴法335条第1項）は起訴状の「罪となるべき事実」と対応関係にあるとしたうえで，起訴状の「罪となるべき事実」も，訴因に記載された事実が特定の構成要件に該当することを判定するに足りる程度に具体的なものでなければならないという，川出敏裕教授の見解も主張されている。そうして，この見解からは，訴因の特定の問題の解決は，訴因の機能から導き出せるものでなく，合理的な疑いを超える証明がなされることがあり得るような，特定の構成要件に該当する具体的事実を明らかにするという，別個の観点から検討すべきものとされるのである<sup>8)</sup>。

訴因制度の出発点に立ち返って議論することは，これらの見解の理解のためにも有益と思われる。

## （二）訴因制度と「弾劾（Accusation）の性質と理由を告知される権利」

現行刑事訴訟法における訴因の観念の導入が，その制定過程の中で，日本側担当者と連合国米国人担当官の間での，いわゆるプロブレム・シートをめぐる協議の中で実現したことは，既に松尾浩也教授の研究「訴因に関する規定の沿革（資料）」により明らかになっている<sup>9)</sup>。平野博士によって，「訴因の制度が英米法を模倣したものであることは否定できない」とされ，まず英米の起訴状とそれに掲げられているカウント（count）の研究が行われたのもその故と思われる<sup>10)</sup>。

中浜辰男判事『米国刑事訴訟手続における訴因』（司法研究報告書第2輯第11号）によれば，アメリカ合衆国におけるカウント（count）は，元

来は起訴状における犯罪の陳述と同義語のものであった。同国において犯罪の陳述の必要が制定法や裁判所規則で定められる根拠は、「連邦憲法および多数の州の憲法は、刑事訴訟において被告人は訴追の性質及び原因 the nature and cause of the accusation について通告を受ける権利を有する旨を規定している」ことであった<sup>11)</sup>。そうして、現に、合衆国憲法修正6条には「訴追の性質と理由について告知を受ける権利 (right ..... to be informed of the nature and cause of the accusation) を有する。」が保障されていたのである。

ところが、「訴追の性質と理由について告知を受ける権利 (right ..... to be informed of the nature and cause of the accusation)」という表現は、この合衆国憲法修正6条のみならず、わが国が1979年に批准した国際人権(自由権)規約(1966年採択、1976年発効)においても、その第14条Ⅲ項(a)における保障において、「その罪の性質及び理由を告げられること (to be informed ... of the nature and cause of the charge against him)」において同様に見いだされるのである。そして、この国際人権(自由権)規約に先行して1953年に効力を生じたヨーロッパ人権条約6条3項(a)(以下、ECHR 6 § 3(a) と呼称することもある)では、「弾劾の性質と理由について告知を受ける権利 (rights: to be informed of the nature and cause of the accusation)」として、同様に「性質と理由」についての告知が定められていたのである<sup>12)</sup>。もともとヨーロッパ人権条約は世界人権宣言(1948年12月20日国際連合第3回総会採択)に述べられている権利を集団的に実施するための条約であり、国際人権規約は、世界人権宣言の内容を基礎として、これが条約化されたものである。したがってヨーロッパ人権条約の、この規定についての運用は、わが国が批准している国際人権(自由権)規約の理解にとっても、参考にできるものである。

ヨーロッパ人権条約による人権保障については、既に、多くの紹介や、ヨーロッパ人権条約による人権保障を参照、援用した多くの研究が行われている<sup>13)</sup>。近時では、水野陽一氏の論文「刑事訴訟における弁護人依頼

権、接見交通権、通訳・翻訳権の保障と公正な裁判を求める権利との関係について：ヨーロッパ人権条約 6 条における公正な裁判原則に関する議論を参考に」などにおいて、ECHR 6 § 3(a) も取り上げられている<sup>14)</sup>。

本稿では、これらの研究を基礎に、ECHR 6 § 3(a) における「弾劾の性質と理由の告知を受ける権利 (rights: to be informed..... of the nature and cause of the accusation;) について、後述の「刑事手続きにおける情報を知る権利についての2012年 EU 指令」を含めて、検討を行ったうえで、それを参考に、わが国の刑訴法における起訴状の役割及び訴因の機能と防禦の機会保障について考えてみることにする。

## 二 ヨーロッパ人権条約による、 弾劾の性質及び理由を告知される権利

### (一) ヨーロッパ人権条約とヨーロッパ人権裁判所

(1) ヨーロッパ人権条約とは、欧州評議会 (Council of Europe, 1949年 5月結成) により1950年に起草されて同年11月4日にローマで調印され、1953年9月3日に効力を生じた (同条約第59条第2項)、人権と基本的自由の保護のための条約 (Convention for the Protection of Human Rights and Fundamental Freedoms) の呼称である。ヨーロッパ人権条約の前文は、この条約の署名政府は世界人権宣言 (1948年12月20日国際連合総会宣言) 中に述べられている権利の若干 (certain of the rights) を集団的に実施するための最初の措置をとることを決意して、この条約に協定したことが述べられている。この前文に応じて同条約で保障されている人権の内容は、後の国際人権規約 (1976年発効) にいう市民的権利に対応する自由権、ことに人身の自由中心の自由権の保障が中心となっている。

このヨーロッパ人権条約により、同条約及び条約の議定書において締約国が行った約束の遵守を確保するために、常設の機関として設立されたのがヨーロッパ人権裁判所である (ヨーロッパ人権条約第11条)。国内的な

救済措置が尽くされた後、ヨーロッパ人権裁判所による救済の個人申し立ての受理が可能となっている（ヨーロッパ人権条約35条）。もっとも、当初のヨーロッパ人権条約では、個人申し立てのヨーロッパ人権裁判所による救済の基本的な道筋は、ヨーロッパ人権委員会に対する申し立てが条約違反と認定された後、同委員会によりヨーロッパ人権裁判所に付託され審理されるというものであった。このヨーロッパ人権委員会を介するという方式は、1998年に発効した第11選択議定書により改められ、それまでのヨーロッパ人権裁判所とヨーロッパ人権委員会の機能は新たなヨーロッパ人権裁判所に統合され、個人申し立ての不受理宣言は新たなヨーロッパ人権裁判所の委員会（3人構成）により行われることになった（第14選択議定書の効力発生前のヨーロッパ人権条約28条）。但し、新たなヨーロッパ人権裁判所は、それまでのヨーロッパ人権裁判所の判例法を、ヨーロッパ人権委員会の決定も含め、引き継いでいる<sup>15)</sup>。なお、2010年6月1日に発効した第14選択議定書により、あらたに単独裁判官の制度が設けられ、現在では、それにより個人申し立ての不受理宣言が行われ得ることとなっている（第14選択議定書の効力発生後のヨーロッパ人権条約27条）。

(2) ヨーロッパ人権条約第6条は以下のような規定である<sup>16)</sup>。

第六条（公正な裁判を受ける権利）

- 1 すべての者は、その民事上の権利及び義務の決定又は刑事上の罪の決定のため、法律で設置された、独立の、かつ、公平な裁判所による妥当な期間内に公正な公開審理を受ける権利を有する。判決は、公開で言い渡される。但し、報道機関及び公衆に対しては、民主社会における道徳、公の秩序もしくは国の安全のため、また、少年の利益若しくは当事者の私生活の保護ため必要な場合において又はその公開が司法の利益をがいすることなく特別な状況において裁判所が真に必要であると認められる限度で、裁判の全部又は一部を公開していないことができる。
- 2 刑事上の罪に問われているすべての者は、法律に基づいて有罪とされるまでは、無罪と推定される。

3 刑事上の罪に問われているすべての者は、少なくとも次の権利を有する。

(a) 速やかにその理解する言語でかつ詳細に弾劾（原訳：その罪）の性質及び理由を告知されること。

(b) 防禦の準備のために十分な時間及び便益を与えられること。

(以下略)

本稿でまず検討するのは、このヨーロッパ人権条約第 6 条第 3 項 (a) (ECHR 6 §3(a)) の中の、詳細にその「弾劾 (accusation) の性質及び理由を告知される」権利の部分である。

## (二) 「弾劾 (accusation) の性質及び理由を告知される」権利

(1) 近時のヨーロッパ人権裁判所の判例のなかに、しばしば、加盟国の裁判で起訴状の表現と異なる表現で有罪が認められている場合に、詳細にその「弾劾 (accusation) の性質及び理由を告知される」権利を定める ECHR 6 §3(a) の違反が認められる事例がある。これら各判例の間では、その判断の判断枠組みは、判決文の表現も含め類似が認められる。このような場合における、ヨーロッパ人権裁判所における ECHR 6 §3(a) の運用の一つの到達点が示されているものと思われる。ここでは、二つの判例を紹介したい。

(イ) その一つは、フィンランド共和国に対するユハ・ニュツエン (JUHA NUUTIENEN) 事件判決である<sup>17)</sup>。

### (事実関係)

申立人は事実上会社の経営に参加していた者として、会社の責任者とともに、虚偽の仕入れを示す貨物送り状を租税事務所に提出し付加価値税の不正な還付請求をしたとして加重租税詐欺罪で起訴された。申立人は無罪を申し立て、会社においてそのような地位にはなく、貨物送り状の作成には関与せず、また貨物送り状の取引は存在したと主張したが、第一審は有罪とし、執行猶予付きの 1 年間の禁固とした。

申立人は控訴し、会社において経営に参加する地位になかったと主張したが、その末尾で、万一有罪になるとしても通常の租税詐欺罪の幫助および教唆より重い罪になることはないとも述べていた。控訴審は、両当事者と証人を尋問したが、その際、申立人の行為が幫助および教唆の罪に該当するか否かの議論はなかった。控訴審は申立人を加重租税詐欺罪ではなくその幫助および教唆ならびに貨物送り状に関わる罪で有罪とし、執行猶予付き9月の禁固とした。申立人は最高裁に、訴追された罪と異なる罪で有罪とされたとして上告の許可を請求したが、最高裁はこれをしりぞけた。

申立人はヨーロッパ人権裁判所に救済を申し立て、申立人は正犯として起訴されたのであって、処罰された幫助および教唆は別の罪であり、弾劾の性質と理由を告知される権利（ECHR 6 § 3(a)）を害されたと主張した。ヨーロッパ人権裁判所は、2007年4月24日に第4小法廷で判決し、判決は2007年7月24日に確定した。判決は申立人の申し立てを認めて、ECHR 6 § 3(a) および (b) ならびに6 § 1の違反を認め、被申立国は申立人にECHR 41（公正な満足）に基づき約3500ユーロを支払うべきであるとした。その判断の前提となった、ECHR 6 § 3(a) および (b) ならびに6 § 1の解釈は以下のようなものである。

（判旨）

「29. 当裁判所が繰り返し述べているように、ECHR6条が遵守されていたかを決定するためには、手続きの全体が考慮に入れられなければならない。さらにECHR 6 § 3はECHR 6条 § 1で一般的に明らかにされている公正な審理を受ける権利の特別な局面である（see, *inter alia*, *Foucher v. France*, judgment of 18 March 1997, *Reports of Judgments and Decisions* 1997-II, p. 464, § 30）。したがって、当裁判所は、申立人の申し立ては両条項を考慮に入れて検討されべきであると解する。

30. 当裁判所は、ECHR 6 § 3(a) は、被告人に対する“弾劾（accusation）”の告知（notification）に特別な注意が払われ必要を指摘していると考ええる。犯罪の細目（particulars）が刑事手続きでは決定的な役割を演じ、被疑者が彼に対する告発（charge）の事実的および法的な基礎について正式に告知されねばならないことは、彼への送達の瞬間から始まる（see *Kamasinski v. Austria*, judgment of 19 December 1989, Series A no. 168,



pp. 36-3)。ECHR 6 § 3(a) は被告人に対し、弾劾の理由、すなわち彼が行ったといわれ、そして弾劾が基礎をおいている事実のみならず、それらの行為に与えられる法律評価を告知される権利を与えている。刑事事件においては、被告人に対する告発に関する十分に詳細な情報、したがって事件に適用される法律評価を含めての提供が、手続きが公正であることを確保するための必須の要件である。さらに当裁判所は、ECHR 6 § 3(a) および (b) は連結されたものであり、弾劾の理由および法律評価を告知される権利は、防禦の準備をする被弾劾者 (the accused) の権利の観点のもとで考慮されねばならない (see *Pélessier and Sassi v. France* [GC], no. 25444/94, §§ 51-52 and 54, ECHR 1999-II)。」

(ロ) もう一つは、ブルガリア共和国に対するペネフ (Penev) 事件判決 (CASE OF PENEV v. BULGARIA) である<sup>18)</sup>。

(事実関係)

申立人ペネフ (Penev) は、ブルガリア共和国において、更生会社の管財人であった。申立人は、1999年、同社へのある訴訟に対処すべく弁護士を委嘱契約したが、その訴訟は原告にその資格がなく1回の公判で被告会社勝訴となった。申立人は、その謝礼として会社更生の終了後に約76.900ユーロを支払った。申立人は、この支払いに関し、裁判所の許可前に弁護士委嘱契約を結んでおきかつ会社更生終了後の支払いであるとして職務権限濫用 (刑法典282条1項) の罪で起訴され、第一審及び控訴審では有罪となった。上告審は、この起訴については、弁護士委嘱の権限は有り会社更生終了後も監督など権限があって申立人は職務権限濫用ではないとしたが、更正会社に不利益が生ずることを認識しつつ契約を行った罪 (刑法典220条1項) で申立人は有罪とされた。その際、上告審有罪判決は起訴された罪に潜んでいた (underlying) 事実関係に基づくもので、申立人はその事実関係に対し弁護可能であったものであり、ただ事実の法律評価に変化が生じたのみであるとした。

申立人は、ヨーロッパ人権裁判所に救済を申し立て、刑法典220条の弾劾 (charge) については防禦の機会を与えられなかったと主張した。ヨーロッパ人権裁判所は、2010年1月7日に第5小法廷で判決し、判決は2010年1月7日に確定した。判決は被告人の申し立てを認めて、ECHR 6

§ 3(a) および ECHR 6 § 3(b) ならびに 6 § 1 の違反を認め、被申立国は申立人に ECHR 41（公正な満足）に基づき約4000ユーロを支払うべきであるとした。その判断の前提となった、ECHR 6 § 3(a) および (b) ならびに 6 § 1 の解釈は以下のようである。

（判旨）

「33. 当裁判所が繰り返し述べているように、ECHR 6 § 3(a) は、被告人に弾劾（accusation）の理由、すなわち被告人が行ったと言われ、それにつき弾劾が行われている行為のみならず、それらの行為に与えられる法律評価について、（see *Pélissier and Sassi v. France* [GC], no. 25444/94, § 51, ECHR 1999-II, and *Drassich v. Italy*, no. 25575/04, § 34, 11 December 2007）、詳細に、告知される権利を与えている。ECHR 6 § 3 (a) は、被告人が同人に対する弾劾の性質と理由を告知される方法に関しては、特段の形式面での要求を課していない（see *Pélissier and Sassi*, cited above, § 53）。

34. ECHR 6 § 3(a) の適用違反は、ECHR 6 § 31 によって保障される公正な審理に対するより一般的な権利（the more general right to a fair hearing）に照らして判断されなければならない。当裁判所は、刑事事件においては、被告人に対する弾劾に関する十分詳細な情報およびその結果たる当該国の法廷が採用するであろう法律評価の提供が、手続きが公正であることを確保するための必須の要件であるという見解である。

35. さらに、ECHR 6 § 3(b) の申し立てに関しては、当裁判所は、ECHR 6 § 3 の (a) および (b) は連結されたものであり、したがって弾劾の性質と理由を告知される権利は、被告人の防禦を準備する被告人の権利と解されねばならない。」

(2) ユハ・ニュツエン（JUHA NUUTIENEN）事件判決、ペネフ（Penev）事件判決などに現れているヨーロッパ人権裁判所の ECHR 6 § 3 (a) についての判例法理は以下のようである<sup>19)</sup>。

① ECHR 6 § 3 は、ECHR 6 条 § 1 で一般的に明らかにされている公正な審理を受ける権利の特別な局面であり、具体化である（ユハ・ニュツエン（JUHA NUUTIENEN）事件判決、ペネフ（Penev）事件判決<sup>20)</sup>）。

②「詳細にその弾劾 (accusation) の性質及び理由を告知される」権利を有するということは (ECHR 6 § 3(a)), 基本的には, 被疑者及び被告人は, 弾劾の理由 (the “cause” of the accusation) すなわち行為 (the acts) と, 弾劾の性質 (the “nature” of the accusation) すなわち問題の行為の法律評価 (legal classification) を告知される権利を有するということである<sup>21)</sup>。ECHR 6 § 3(a) は被告人に対し, 弾劾の理由, すなわち彼が行ったといわれ, そして弾劾が基礎をおいている事実のみならず, それらの行為に与えられる法律評価を告知される権利を与えている。刑事事件においては, 被告人に対する弾劾に関する十分に詳細な情報, したがって事件に適用される法律評価を含めての提供が, 手続きが公正であることを確保するための必須の要件である (ユハ・ニュツエン (JUHA NUUTIENEN) 事件判決, ペネフ (Penev) 事件判決)。

告知さるべきの弾劾の「性質」は, 行為の法律評価である。弾劾の事実面, 行為のみを告知すれば足り, 法律評価は裁判所に任せるということにはなっていない。

告知さるべきの弾劾の「理由」は, 弾劾が基礎をおく事実的な行為である。その詳細さについては, ニールセン事件 (Nielsen v. Denmark, )<sup>22)</sup> についてのヨーロッパ人権委員会の決定によって, 事件の具体的状況 (particular circumstances) の叙述に及ばない, 犯罪行為の抽象的一般的叙述では ECHR 6 § 3(a) を満足しないとされている。また, 先の告知により弾劾の内容について誤解を与えること, ミスリーディングは ECHR 6 § 3(a) の違反であるとされていると解されている<sup>23)</sup>。ニールセン事件 (Nielsen v. Denmark, ) は, 強盗と殺人の正犯を教唆したとして起訴された被告人が, 判決において催眠術を含む様々な手段で, 教唆したとされ終身刑を言い渡された事案である。最終的には告知を受ける権利の侵害はなかったとされたが, 催眠術の使用自体は, 教唆に本来具備されていた (intrinsic) 要素ではないから, 被告人に告知されるべき事実であったと解された。

③ ECHR 6 § 3(a) および ECHR 6 § 3(b) は連結されたものであり、弾劾の理由（行為）および性質（法律評価）を告知される権利は、防禦の準備をする被弾劾者の権利の観点のもとで考慮されねばならない（ユハ・ニュツエン ((JUHA NUUTTIENEN)) 事件判決、ペネフ ((Penev)) 事件判決）。

弾劾の理由および性質を告知される権利は、単なる防禦ではなく、防禦の準備のためのものと解されるので、弾劾の性質と理由の告知の ECHR 6 § 3 と、被逮捕者の逮捕の理由（reason）と告発（charge）について告知される権利（ヨーロッパ人権条約・ECHR 5 § 2）とは、同一の基盤に立つことになるが、ECHR 6 § 3 においては、は、ECHR 5 § 2 よりも、より具体的でより詳細に告知されなければならないと解されている<sup>24)</sup>。また、弾劾の理由および性質を告知される権利は、被弾劾者の防禦の準備をする権利のもとで考慮されねばならないから、事件の「事実的状况の記述は変化し」、新しい要素が考慮される場合、「この新しい要素は当初の弾劾の本来具備されていた（intrinsic）要素ではない」場合には、新しい要素に対して防禦する機会を保障するために、「対審手続きでその防禦を論じてもらう権利」を保障されるために、この新しい要素に関して、弾劾の理由および法律評価についての告知がなされなければならない（ユハ・ニュツエン ((JUHA NUUTTIENEN)) 事件判決、パラグラフ32)<sup>25)</sup>。ユハ・ニュツエン ((JUHA NUUTTIENEN)) 事件判決では、書類（貨物送り状）の準備が、新しい要素と解された。

④ 他方、ECHR 6 条が遵守されていたかを決定するためには、手続きの全体が考慮に入れられなければならない（ユハ・ニュツエン ((JUHA NUUTTIENEN)) 事件判決）。また、被告人が同人に対する弾劾の性質と理由を告知される方法に関しては、特段の形式面での要求は課されていない（ペネフ ((Penev)) 事件判決）。

⑤ 防禦の準備のための弾劾の性質と理由の告知という、ヨーロッパ人権条約及びヨーロッパ人権裁判所の立場からは、弾劾の性質と理由の告知は、ミニマム・リクワイアメントであり、起訴された事件においては被告

人は、公判に先立って、検察官側の証人、証拠書類、供述書などのリストを得る権利があるとも論じられている<sup>26)</sup>。

なお、被弾効者が実効的な防禦の準備をなし得たかという ECHR 6 § 3 (a) の観点からは、告知される弾効の性質や理由が、被弾効者に理解されるものであることが必要になる。この点については、無料で通訳の援助を受ける権利を保障しているヨーロッパ人権条約第 6 条 3 項 (e) (ECHR 6 § 3(e)) とも関わり、通訳及び翻訳の問題となる<sup>27)</sup>。なお、ECHR 6 § 3(e) 通訳を受ける権利 (ECHR 6 § 3(e)) の問題については、わが国でも既に多くの研究がある<sup>28)</sup>。

### 三 刑事手続きにおける情報を知る権利 についての2012年 EU 指令

(1) EU 基本権憲章 (2000年公布) は、リスボン条約発効 (2009年) により EU 加盟国内では、EU 基本条約と同様に法的拘束力を持つものとなった。ヨーロッパ人権条約と協働する人権保障の枠組みが成立したわけである。

(2) EU 基本権憲章は、公正な裁判を受ける権利を、その第47条 (効果的な救済および公正な裁判に対する権利) 第 2 項により、以下のように保障している<sup>29)</sup>。

第47条第 2 項 すべての者は、公正かつ公開の聴聞を、合理的な期間内に、独立かつ公平で予め法律で設置されていた審判廷により受ける権利を有する。すべての者は、助言を受け、弁護され、代理人を立てる機会を保障されなければならない。

但し、この保障は、ヨーロッパ人権条約などによる保障と比するとき、「助言を受け、弁護され、代理人を立てる機会」の保障は新たな要素として考えることができるが、それ以外の保障はヨーロッパ人権条約において保障されているものと同様であり、それに一部達していないところもある

と評されている<sup>30)</sup>。

他方、EUの機能に関する条約第82条第2項は、判決及び裁判における相互承認並びに国際的な刑事事件における警察及び司法の協力に必要な範囲で最小限の規定を指令により定めることができるとし、その対象の一つとして刑事手続きにおける個人の権利を挙げていた<sup>31)</sup>。この指令の一つとして、EUにおいて、「刑事手続きにおける情報を知る権利についての2012年5月22日のヨーロッパ議会及び理事会の指令2012/13/EU」（以下、刑事手続きにおける情報を知る権利についての2012年EU指令、と呼称する）が、ヨーロッパ議会とEU理事会の共同により2012年5月22日に制定され同年6月21日より施行された（同指令13条）。この指令によりEU加盟国はこの指令を遵守するに必要な国内法規を2014年6月2日までに施行しなければならない（同指令第11条1項）<sup>32)</sup>。

この指令の目的は被疑者及び被告人に対し、刑事手続きにおける権利及び彼らに対する弾劾に関わって、情報を知る権利についての規則を定めることであるとしたうえで（同指令第1条）、「権利についての情報を知る権利」と、「弾劾（accusaion）についての情報を知る権利」について定めている。前者の刑事手続きにおける「権利についての情報を知る権利」については、例えば、身体を拘束されている被疑者及び被告人に対しては、弁護人へのアクセス、法的助言とその条件の保障、弾劾について知らされる権利（同指令第6条）、通訳及び翻訳の権利、黙秘権について、その権利についての通知が文書により迅速になされなければならない（同指令第4条）。以下では、ECHR 6 § 3(a)に関わって、後者の「弾劾（accusaion）についての情報を知る権利」について見てみることにしたい。

(3) 刑事手続きにおける情報を知る権利についての2012年EU指令において、「弾劾（accusaion）についての情報を知る権利」は、以下のようその第6条で定められている。

第6条 加盟国は、被疑者または被告人が行ったと疑われもしくは弾劾されている犯罪行為についての情報を提供されることを確保しなければ

ばならない。その情報は迅速に、手続きの公正さ、防禦の権利の実効的な行使を保障するために必要な詳細さで提供されなければならない。

第2項 加盟国は、逮捕もしくは拘禁されている被疑者または被告人が、行ったと疑われもしくは弾劾されている犯罪行為を含めて、逮捕もしくは拘禁の理由について知らされることを確保しなければならない。

第3項 加盟国は、遅くとも裁判所への弾劾の本案の提出において、犯罪行為の性質並びに法律評価及び弾劾された者による参加の性質を含む詳細な情報が提供されることを確保しなければならない。

第4項 加盟国は、これが手続きの公正さの保障に必要な場合は、被疑者または被告人が本条に基づいて提供された情報の変化について迅速に知らされることを確保しなければならない。

刑事手続きにおける情報を知る権利についての2012年 EU 指令の前文(14)によれば、この刑事手続きにおける情報を知る権利についての2012年 EU 指令は、EU 基本権憲章で定められた人権保障を、ヨーロッパ人権裁判所によって解釈されたヨーロッパ人権条約、ことにその第5条、第6条の法理によって強化しようとされたものとされている。

## 四 若干の検討

### (一) 起訴状の役割及び訴因の機能について

(1) 弾劾の性質と理由を告知される ECHR 6 § 3(a) の権利は、以上のように、ヨーロッパ人権裁判所の判例の中で ECHR 6 § 1 及び ECHR 6 § 3 (b) と関連づけられて豊富化され、さらに刑事手続きにおける情報を知る権利についての2012年 EU 指令の中に取り込まれて、いっそう確固たるものとなっている。

他方、わが国憲法31条の適正手続き保障は、第三者所有物没収違憲判決(最大判昭37・11・28 刑集16卷11号1593頁)により、告知・弁解・防禦を受ける権利を内容に持つものであることが明らかになっている。

したがって、防禦 (の準備)<sup>33)</sup> を保障する権利である点で、わが国憲法

31条は、ECHR 6 § 3(a) の弾劾の性質と理由の告知を受ける権利（rights: to be informed of..... the nature and cause of the accusation;）と内容的に共通性をもっている。またわが国が1979年に批准した国際人権（自由権）規約（1966年採択、1976年発効）には、その第14条Ⅲ項（a）の「その罪の性質及び理由を告げられること（to be informed... of the nature and cause of the charge against him）」の保障という、その文言表現までECHR 6 § 3(a)と同様の規定があるのである。国際人権（自由権）規約第14条Ⅲ項（a）、内容的にはECHR 6 § 3(a)と共通の、弾劾の性質と理由を告知される被告人の防禦の権利は、わが国においても、憲法31条の適正手続き保障を介して、保障さるべき権利といわなければならない。

（2）わが国憲法31条の適正手続き保障である、告知・弁解・防禦の機会を保障する、被告人に「告知・聴聞」の機会を付与する基本的な手続きは、起訴状とその送達である。近時では、「起訴状における公訴事実の記載は、被告人に「告知・聴聞」の機会を付与する基本的な手続きと位置づけられるものであるから（憲法31条）」などと述べられ、このことは一般に認められている<sup>34)</sup>。

なお、英米法における起訴状に、被告人の防禦の権利を保障する役割があることは、現行刑訴法制定直後より指摘されていたことである。例えば、平野博士の「訴因概説」は、起訴状には刑事特有の告発（Accusation）としての面と民事と共通の申し立てないし主張（Pleading）としての面とがあるとしたうえで、起訴状の機能をそれぞれの面につき裁判所に対する機能と被告人に対する機能とに分けて検討し、Pleadingとしての面の被告人に対する機能が、刑事特有の機能として合衆国憲法修正6条の「すべて刑事上の訴追においては、被告人は……被告事件の性質と原因について、告知を受ける権利を有する」との規定になったとされている<sup>35)</sup>。また、中浜辰男判事『米国刑事訴訟手続における訴因』においても、「連邦憲法および多数の州の憲法は、刑事訴訟において被告人は訴追の性質及び原因 the nature and cause of the accusation について通告を受ける権利を有す



る旨を規定している」,「この規定によって起訴状又は通告状には被告人に犯罪を告知するに足りる程度に充分にこれを叙述することが要求される。」と説明されている<sup>36)</sup>。

したがって、憲法31条の適正手続き保障の内容たる告知・弁解・防禦の機会を保障することが起訴状の役割なのであるが、前示のように、わが国におけるその機会の保障においても、ECHR 6 § 3(a) の弾劾の性質と理由の告知をその中身に持ちうるのであるから、結局、告知・弁解・防禦の機会を保障を ECHR 6 § 3(a) の弾劾の性質と理由の告知と同様のものとして保障することが、起訴状の役割となるのである。

では、起訴状の中で、どの部分がこの機能を果たすのであろうか。

(3) ヨーロッパ人権裁判所における起訴事実と異なる事実の認定が、弾劾の性質と理由を告知される ECHR 6 § 3(a) の権利の侵害になるのではないかが問題となるという状況が、我が国刑法における訴因制度成立過程においても存したことは、既に松尾浩也教授の前示の「訴因に関する規定の沿革(資料)」により明らかにされている、現行刑法制定時のいわゆるプロブレム・シート第88問における、起訴事実と異なる事実の認定についての、日本側担当者の説明に対する米国人連合国担当官による疑問の提起に符合するものである。これについての当時の日本側の説明は、「事実の同一性がある場合には。現在でも窃盗の起訴を強盗に認定できるのである」、というものであった<sup>37)</sup>。この説明は、それまでの旧刑法下での公訴提起において犯罪事実(旧刑法291条1項)を示す程度についての、通常の考え方の帰結であった。例えば、平沼騏一郎『新刑事訴訟法要論』では、公訴提起における犯罪事実につき(旧刑法291条1項)、「犯罪事実ノ表示ハ訴訟物体ノ範圍ヲ明確ナラシムルコトヲ要ス、此ノ要件ヲ充タササル為他ノ犯罪事実ト識別スルコトヲ得サルトキハ某ノ表示ハ犯罪事実ノ表示タルコトヲ得ス、異同ヲ識別スルノ要件ト為ラサル事項ハ之ヲ表示スルコトヲ要セス、例ヘハ行為ノ時、場所、結果ノ大小ハ特ニ異動ノ識別ニ必要ナルトキヲ除クノ外之ヲ示スノ要ナキモノトス、」とされていたの

である<sup>38)</sup>。

これに対する米国人連合国担当官によるプロブレム・シート第88問での疑問は、起訴事実と異なる事実の認定について、被告人が起訴された罪に対する刑の上限を超える刑を言い渡すことができることになり、被告人の権利（civil rights）を毀損することにならないかの疑問であった。そこでは米国人連合国担当官により、「起訴は一体何のためか。それは被告人の防禦のためである」、「しかし、認定される事実が違えば、被告人は防禦に困るとのことだ」、「(日)……起訴状の変更がない限り無罪の判決を受けるという趣旨か。(米) 証拠調べの時にわかるだろう、わかれば、検事がすぐ訂正すればよい」、「問題は、被告人に公平な対抗の機会を与えるということだ」など、被告人の防禦の権利を重視する立場が随所に表明されている<sup>39)</sup>。

このような米国人連合国担当官の疑問が協議の中で日本側担当者に受け止められて落ち着いたのが、訴因の制度と訴因変更制度である。日本側の起訴事実と異なる事実の認定の実務は認めつつ、米国人連合国担当官側の被告人の防禦の権利の視点から、起訴状の変更は告知されなければならないとし、「公訴事實は、訴因を明示してこれを記載しなければならない。訴因を明示するには、できる限り日時、場所及び方法を以て罪となるべき事実を特定してこれをしなければならぬ」（刑訴法256条3項）という制度になったものと思われる。

(4) ここで、弾劾の性質と理由を告知される権利（right to be informed of the nature and cause of the accusation）の保障に即して整理すれば、その方法には4類型あることになる。第一は、起訴状のカウント（count）で、弾劾の性質と理由を告知される権利（right to be informed of the nature and cause of the accusation）を保障し、その変更を認めない類型である。アメリカ合衆国法の訴因制度がこれに属する。第二は、起訴状に訴因を明示することを要求するが、その変更を認める類型である。わが国の訴因・訴因変更制度がこれに属する。第三は、起訴状の上ではカウント

(count)・訴因の概念はないが、弾劾の性質と理由を告知される権利 (right to be informed of the nature and cause of the accusation) を害する場合は、その告知や必要な公判延期を要求し、この要求が満たされていない場合は救済するというヨーロッパ人権条約加盟国中の幾つかの諸国の類型である<sup>40)</sup>。第四は、前示の松尾浩也「訴因に関する規定の沿革(資料)」で現行刑訴法制定前の日本の状況として説明された、弾劾の性質と理由を告知される権利 (right to be informed of the nature and cause of the accusation) による事実変動規制なき類型である。

第一の類型においても、第三の類型においても、形はことなるが、弾劾の性質と理由を告知される権利 (right to be informed of the nature and cause of the accusation) の保障が事実変動規制の役割を果たしている。変動を一定程度認める点で第三類型に共通性のある、第二類型たるわが国の訴因・訴因変更制度においても、弾劾の性質と理由を告知される権利 (right to be informed of the nature and cause of the accusation) の保障はその役割を果たしているはずである。第三類型であるわが国において、いったんは明示された訴因について、必要な訴因変更がなされていない場合は起訴事実と異なる事実の認定が許されないということが、「弾劾の性質と理由について告知を受ける権利 (rights: to be informed of the nature and cause of the accusation)」の保障の、具体的な姿なのである。すなわち、弾劾の性質と理由の告知こそが、訴因明示の機能なのである。

ヨーロッパ人権条約の運用においては、前示のように、弾劾の理由は、弾劾が基礎をおく事実、弾劾の性質はその法律評価と解されている。これを参考にすれば、訴因の明示においても、弾劾が基礎をおく事実、弾劾の性質はその法律評価が示されなければならない、そのありかたを現行刑訴法は、「公訴事実、訴因を明示してこれを記載しなければならない。訴因を明示するには、できる限り日時、場所及び方法を以て罪となるべき事実を特定してこれをしなければならない」(刑訴法256条3項)としてこれを定めたのである。「日時、場所及び方法を以て罪となるべき事実を特定」

するということは、弾劾が基礎をおく、弾劾の理由（cause）たる事実を明らかにするという、憲法31条の告知・弁解・防禦の機会の保障の内実であると考えられる。そのことは、逆に、「日時、場所及び方法を以て罪となるべき事実を特定」するということは、弾劾が基礎をおく、弾劾の理由（cause）たる事実を明らかにすることを意味するので、これに達しない罪となるべき事実の叙述は、「できる限り日時、場所及び方法を以て罪となるべき事実を特定してこれをしなければならない」（刑訴法256条3項）という刑訴法の要求を満たさず、憲法31条にも違反すると言うことである。憲法レベルでの防禦権保障機能から、直ちに訴因変更の必要性の基準ひいては訴因の特定の程度を析出することは、依然困難ではあるが、「弾劾の性質と理由の告知」という限りで、そこで保障される防禦権の訴因を明示する基準を一步具体化できるものとする<sup>41)</sup>。

(5) 最後に、訴因の機能を「弾劾の性質と理由の告知」と考えることから、本稿冒頭の疑問は如何に解されるであろうか。

まず、いわゆる審判対象画定説・識別説における、識別さるべき犯罪事実は、訴因制度成立の経緯から旧刑訴法の起訴状に記載された「犯罪事実」と同じになることは許されず、訴因変更要否の基準ともなる「識別さるべき犯罪事実」が、訴因変更の可否の外枠たる公訴事実（刑訴法312条）と同一であることもあり得ない。従って、この説からも、「裁判所が実体審理を進めることが出来る程度に」（酒巻匡教授）と、識別さるべき犯罪事実の限定が行われることになるが、実体審理を進めることが審判なのであるから、審判対象画定は、裁判所の審判権能の範囲しだいという、一種の循環論法になって限定とならないと思われる。訴因の明示一般においても、特定努力を尽くして不明確な場合の他の犯罪事実との区別においても<sup>42)</sup>、その十分さの判断は、別の視点、結局は「弾劾の性質と理由の告知」に足りているか否かによらざるを得ないものと思われる。

防禦を重視しつつ同一犯罪事実内での識別を要求する辻本典央准教授の見解については、識別の基準が問われることになろう。「弾劾の性質と理

由の告知」がその答えとなるのでなかろうか。また、起訴状記載事実は、「罪となるべき」理由の法律的・事実的内訳を明示して記載されることが求められるとする宇藤崇・松田岳士・堀江慎司教授の教科書による見解に対しては、「罪となるべき」理由の法律的・事実的内訳を明示して記載されるべき理由は、単に公訴が被告人に対して国家に刑罰権が発生した旨の主張である故なのか、弾劾された者（被告人）への「弾劾の性質と理由の告知」の保障のためであるのかが、なお確かめられねばならない。さらに、合理的な疑いを超える証明がなされることがあり得るような、特定の構成要件に該当する具体的事実を明らかにするという、訴因の別個の観点の主張については（川出敏裕教授）、「弾劾の性質と理由の告知」（弾劾主義）による、その証明の結果として、合理的な疑いを超える証明がなされたことになっているのではないかと思われる。

次に、防禦権説に対する「訴因記載の範囲を明確に画定できないという難点」（田口守一教授）があるという疑問との関係では、訴因の機能を、したがって防禦権の保障の範囲を、「弾劾の性質と理由の告知」と捉えることは、訴因の特定と訴因変更を要する範囲を、従来ままあった重要な防禦の利益などの表現よりも、より明確に示し、ひいては訴因記載のありかたに対しても、より具体的な指針を提供するものではなかろうか。弾劾の性質と理由（the nature and cause of the accusation）を告知するという基準は、前示のように、現実にヨーロッパ人権裁判所において、起訴事実と異なる事実の認定が許されるか許されないかを判断するために、現実に機能している概念である。わが国における訴因変更の要否の基準、したがって訴因特定の基準として、十分機能しうるものと思われる。

## （二）弾劾の性質と理由を告知される権利

「弾劾の性質と理由を告知される権利」は、前示のようにヨーロッパ人権条約、ヨーロッパ人権裁判所、EU 基本権憲章、刑事手続きにおける情報を知る権利についての2012年 EU 指令などの展開の中で、防禦のみなら

ず防禦の準備をする権利として大きく展開している<sup>43)</sup>。そして、この展開には、内容的にも、「情報を知る権利」、しかも「弾劾についての情報を知る権利」と「権利についての情報を知る権利」としての展開など、新たな視角の提供もあり、興味深いものがある。また、「弾劾の性質と理由を告知される権利」を、広く公平な審理（フェア・トライアル；fair trial）の保障から捉える視点もあり、今後の検討が待たれる<sup>44)</sup>。

- 1) 学説・判例の状況については、参照、久岡「訴因の機能と訴因の特定の再検討——憲法レベルおよび刑法レベルでの防禦権保障の視点から——」立命館法学339・340号（2012年）388頁以下。
- 2) いわゆる審判対象画定説・識別説の成立に当たっては、大澤裕「訴因の機能と訴因変更の要否——最決平成13・4・11刑集55巻3号127頁」法学教室256号（2002年）256頁以下の力が大きかったと思われる。なお、そこでは、最高裁平成13年決定にも影響を与えたものとして、岩瀬徹「訴因変更の要否」刑訴判例百選第6版（1991年）86頁が挙げられている。
- 3) 酒巻匡「審理・判決の対象（1）」法学教室375号（2011年）85頁、88頁。
- 4) 酒巻匡「審理・判決の対象（2）」法学教室376号（2012年）84頁。
- 5) 田口守一『刑事訴訟法（第6版）2012年、209頁。なお田口教授の見解は、「訴因としての拘束力のある事実が変化する場合は、本来の訴因変更手続きが問題となり、その変更要否は抽象的防禦説が基準となる」（323頁）とし、「訴因制度の意義は、第1に、これによって訴因と訴因外事実との区別が可能となり（訴因の区別機能）、審判対象が訴因に限定される点にある」（201頁）としたうえで、さらに「訴因の特定論としては、審判対象の画定の見地から識別説を基準とし」（209頁）とするものである。
- 6) 辻本典央「訴因変更の必要性」研修774号3頁（2012年）。この見解は、同「訴因の研究——訴因の特定性について——」近大法学54巻4号（平成19年）200頁の、いわゆる防禦権説の立場を維持し、現行刑事訴訟法の原則を当事者主義と認め、主張吟味型の訴訟観を前提とするならば、「訴因の機能は、その第一次的には被告人への防禦範囲の告知ととらえるべき」という主張を基礎にしていると思われる。
- 7) 宇藤崇・松田岳士・堀江慎司『Legal Quest 刑事訴訟法』（有斐閣）（2012年）206頁、203頁（いずれも松田岳士執筆）。なお、堀江慎司教授は、「検察官が訴因の明示により『審判対象を示す』ということの中に、既に、特定構成要件に該当することの確信を裁判所に抱かせるに足るだけの（最低限）具体性を備えた事実を摘示することが含まれていなければならないと解すべきである」とされる（堀江慎司「訴因の明示・特定について」研修727号（2009年）7頁）。
- 8) 川出敏裕「訴因の機能」刑事法ジャーナル6号（2007年）123頁。
- 9) 松尾浩也「訴因に関する規定の沿革（資料）」法学協会雑誌92巻2号（1975年）29頁以

下。

- 10) 平野龍一「訴因概説」(初出は法曹時報 2 卷 9 号・11号, 1950年, 1951年, 同『訴因と証拠 刑事法研究第 4 卷』65頁, 75頁。
- 11) 中浜辰男『米国刑事訴訟手続における訴因』(司法研究報告書第 2 輯第11号) (1954年) 2 頁, 13頁。
- 12) accusation の語については, これまで訴追, その罪, 非難されている行為, など様々な訳語が当てられている。本稿では the accused の語が, 被疑者・被告人を通じて觀念され, accusatorial principle (弾劾主義) という表現もあることから, 弾劾を訳語とした。なお, ドイツでは, ECHR 6 § 3(a) の accusation は, Beschuldigung と訳されている (例えば, Karpenstein U./Mayer, EMRK Konvention zum Schutz der Menschenrechte und Grundfreiheiten. 2011, s.133)。
- 13) 参照, 〈編集〉戸波江二, 北村泰三, 建石真公子, 小畑郁, 江島晶子『ヨーロッパ人権裁判所の判例』信山社 (2008年)。
- 14) 水野陽一「刑事訴訟における弁護人依頼権, 接見交通権, 通訳・翻訳権の保障と公正な裁判を求める権利との関係について: ヨーロッパ人権条約 6 条における公正な裁判原則に関する議論を参考に」広島法學35卷 4 号 (2012年) 87頁。
- 15) 参照, 小畑郁「ヨーロッパ人権裁判所の組織と手続き」前掲『ヨーロッパ人権裁判所の判例』10頁。
- 16) 訳文は, 前掲・〈編集〉戸波江二, 北村泰三, 建石真公子, 小畑郁, 江島晶子『ヨーロッパ人権裁判所の判例』491頁によった。但し, 3 項の「その罪」については, 本稿の立場より「弾劾」に変えている。
- 17) CASE OF JUHA MUUTTIENEN v. FINLAND (Application no. 45830/99) Fourth Section, JUDGMENT STRASBOURG 24 April 2007, FINAL 24/07/2007. なお, この判決は Meyer-Ladewig, EMRK Europaeische Menschenrechtskonvention. Handkommentar., 3. Aufl. 2012, S.178, Rm 225. では, 上級審審理により瑕疵の治癒が認められなかった例として挙示されている。
- 18) CASE OF PENEV v. BULGARIA (Application no. 20494/04) Fifth Section, JUDGMENT STRASBOURG 7 January 2010, FINAL 07/04/2010.
- 19) 同様な事例で同様の判断枠組みが用いられた近時の判例として, Block v. Hungary, Application no. 56282/09, second section, Judgment 25 January 2011, FINAL 25/04/2011 等がある。
- 20) この点は, 水野陽一・前掲論文92頁でも指摘されている。
- 21) Andrew Crotrian, Article 6 of the European Convention on Hman rights The right to a fair trial, Human rights files No.13, Council of Europe Press, 1994, p.47.
- 22) Nielsen v. Denmark, Application No. 343/57, Nielsen v. Denmark, Strasbourg, 15th March 1960.
- 23) Stephanos Stavros, The Guarantees for Accused Persons Under Article 6 of the European Convention on Human Rights: An Analysis of the Application of the Convention and (International Studies in Human Rights), MARTINUS NIJHOFF PUBLISHERS 1992, p.169.

- なお ECHR 6 §3(a) が、非難されている行為とその法律評価の告知を求めることは、水野陽一・前掲論文87頁も指摘している。
- 24) Andrew Crotrian, op.cit., p.47. また、Robin C. A. White, Clare Ovey, Jacobs, White, & Overy *The European Convention on Human Rights (Fifth Edition)* OXFORD UNIVERSITY PRESS (2010), p.290 も同旨である。
- 25) Andrew Crotrian, op.cit., p.47.; Nihal Jayawickrama, *The Judicial Application of Human Rights Law: National, Regional and International Jurisprudence*, CAMBRIDGE UNIVERSITY PRESS 2002, p.551; David Harris, Michael O'Boyle, Ed Bates, Carla Buckley, Colin Warbrick, et al, *Law of the European Convention on Human Rights (Second Edition)* OXFORD UNIVERSITY PRESS, (2009) p.251.
- 26) Nihal Jayawickrama, op.cit., p.552.
- 27) これについて参照, Brozicek v Italy (1989) についての, Alastair Mowbray, *Cases, Materials, and Commentary on the European Convention on Human Rights (Third Edition)* OXFORD UNIVERSITY PRESS 2012, p.457.
- 28) 例えば, 参照, 田中康代「刑事手続きにおける通訳・翻訳を求める権利についての一考察——国際人権法上の先例を中心に」法と政治〔関西学院大学〕48巻2号(1997年)89頁以下, 阿部浩己「無料で通訳を受ける権利 有罪判決の後に通訳費用を請求することは、無料で通訳を受ける権利について保障した6条3項(e)に違反する——リューデック判決——」・前掲『ヨーロッパ人権裁判所の判例』245頁, 水野陽一・前掲論文92頁。
- 29) EU基本権憲章は, Charter of Fundamental Rights of the European Union; Official Journal of the European Union, C 83, Volume 53 p.389, 30 March 2010; <http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:C:2010:083:0389:0403:EN:PDF> で見られる。
- 30) アルビン・エーザー (Albin Eser) 「EU基本権憲章における刑法および刑事手続のための人権保障」(共訳:高柴優貴子・松倉治代・西本健太郎)立命館法学323号(2009年)132頁。なお参照, 松宮孝明「IV. コメント2. 刑事法上の人権保障に関する欧州人権条約とEU基本権憲章との関係」立命館法学323号(2009年)174頁。
- 31) 植月献二「立法情報【EU】被疑者の基本権に関する指令」外国の立法(国会図書館)No.252-2(2012年8月:月刊版)6頁。
- 32) 正式名称は, DIRECTIVE 2012/13/EU OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 22 May 2012 on the right to information in criminal proceedings である。Official Journal of the European Union, L142, 1.6.2012, pp.1-10. <<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2012:142:0001:0010:EN:PDF>> で見られる。なお, この指令の前文(14)は, この指令で用いられている accusation の語は, ECHR 6 §1における chage と同義であると述べている。
- 33) ECHR 6 §3(b)によれば, ECHR 6 §3(a)の権利は, また, 防禦の準備の権利である。
- 34) 訴因の補正の不要を論じる際の, 酒巻匡・前掲「審理・判決の対象(1)」85頁。
- 35) 平野龍一・前掲「訴因概説」7頁。
- 36) 中浜辰男・前掲『米国刑事訴訟手続における訴因』13頁。



- 37) 松尾浩也・前掲「資料 訴因に関する規定の沿革」145頁。
- 38) 平沼駿一郎『新刑事訴訟法要論』(大正12年)446頁。
- 39) 松尾・前掲「訴因に関する規定の沿革(資料)」146頁, 148頁, 149頁。
- 40) ドイツもまたこの類型と思われる。ドイツにおける状況においては, なお参照, 八百章嘉「ドイツ刑事訴訟法265条の告知義務と公判延期について Zur Hinweispflicht und Aussetzung im § 265 STPO」(明治大学)法学研究論集35号(2011年)125頁。
- 41) 本稿は, 久岡・前掲「訴因の機能と訴因の特定の再検討——憲法レベルおよび刑法レベルでの防衛権保障の視点から——」397頁で述べた, 望まれる憲法レベルでの防禦権保障機能からの訴因特定の程度具体化の試みでもある。
- 42) 後藤明「訴因の記載方法からみた共謀共同正犯論」村井敏邦先生古希記念論文集『人權の刑事法学』457頁は, 防禦重視の立場から, 識別説の意図を, 他の訴因からの識別のための叙述の詳しさを, もしくは特定の努力を尽くして不明確な場合の他の犯罪事実との区別, と受け止める。
- 43) なお, ヨーロッパ人権条約で弾劾の性質のみならず, 法律評価の告知が求められている点は, わが国の訴因論との関係の問題もあると思われる。訴因変更の要否において「法律評価の変更」を検討すること(例えば, 田口守一・前掲書318頁)や, 訴因の明示のためには「罪となるべき理由」の法的内訳の明示も要するという見解(宇藤崇・松田岳士・堀江慎司・前掲書203頁)は, この点からも興味深い。
- 44) なお参照, 前掲・八百章嘉「ドイツ刑事訴訟法265条の告知義務と公判延期について Zur Hinweispflicht und Aussetzung im § 265 STPO」125頁。